

# 三重とこわか大会 開催基本計画

マスコットキャラクター  
「とこまる」



## 2021 三重とこわか国体

第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)～10月5日(火)

ときめいて人 かがやいて未来 2021

## 三重とこわか大会

第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)～10月25日(月)

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

# もくじ

## I 基本事項

1	開催基本方針	1
2	大会の名称・スローガン等	2
3	主催者	4
4	大会日程	5
5	実施競技及び競技運営主管団体	6
6	開催施設	7

## II 準備運営計画

1	競技	
(1)	参加選手団規模	8
(2)	競技役員等の養成	10
(3)	競技運営	11
(4)	オープン競技	12
(5)	会場設営等	13
2	式典	
(1)	開・閉会式	14
(2)	大会旗・炬火	14
3	宿泊等	
(1)	宿泊	15
(2)	医事・衛生	16
(3)	警備・消防	16
4	輸送・交通	
(1)	輸送・交通	17
5	県民運動等	
(1)	県民運動の推進	18
(2)	児童・生徒等の参加促進	19
(3)	募金・企業協賛	19

6	ボランティア	
	(1) 基本方針	20
	(2) 大会運営ボランティア	20
	(3) 情報支援ボランティア	21
	(4) 選手団サポートボランティア	22
7	広報・報道	
	(1) 広報活動	23
	(2) 大会の記録	23
	(3) 報道取材	23
8	その他	
	(1) 県及び会場地市町の業務分担・経費負担	24
	(2) 開催準備スケジュール	27
	<b>【参考資料】</b>	29

## I 基本事項

### 1 開催基本方針

障がいがある人もない人もスポーツを通じて、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を一層推進するとともに、大会のときめきを大切に、人や地域がいつまでも若々しく輝き続ける未来をめざすため、「とこわか」に願いを込めて、次の4つを基本方針とします。

#### 「と」も（共）に競い合い、友のところにふれあう大会

選手同士お互いに競争心をもって「もっと高く もっと強く もっと速く」競い合いますが、その競争が終われば、同じ競技を愛する仲間同士です。今後のさらなる向上をめざすとともに、交流を深める大会にします。

#### 「こ」の感動、この喜びをすべての人と分かち合う大会

競技をする選手、選手を支えるスタッフ、選手を応援する人、障がいのある人もない人もそこに集う人すべてが力いっぱい活動することにより、様々な感動を体感し、お互いの健闘をたたえ、喜びを共感する大会にします。

#### 「わ」たしたち一人ひとりがおもてなしの心で迎える大会

全国障害者スポーツ大会に参加するすべての人に、オール三重県で心から出迎え、熱い競技が展開できるように努めるとともに、新たな交流を築く大会とします。

#### 「か」こ（過去）から未来へ語り継ぐ大会

新たな正式競技をこの大会から加え、大会のときめきを大切に、人や地域がいつまでも若々しく輝き続ける未来へと繋ぎ、これからも地域での温かな取組を語り継ぐ大会とします。

## 2 大会の名称・スローガン等

### (1) 大会の名称

# 第21回全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催される国内最大の障がい者スポーツの祭典です。

### (2) 大会の愛称

# 三重とこわか大会

「とこわか（常若）」とは、「いつも若々しいこと。いつまでも若いさま。」を表現した言葉で、県民や来訪者が活力に満ち、元気になるようにとの願いを込めています。

### (3) 大会のスローガン

## ときめいて人 かがやいて未来

大会がきっかけとなってすべての人が夢と感動、喜びと感謝を味わい、大会後も元気であり続けていくような未来を願っています。

#### (4) 大会のシンボルマーク



全国障害者スポーツ大会のシンボルマーク。21世紀の「21」をモチーフに、障がい者の「走る」「跳ぶ」「泳ぐ」姿をデザイン。4つのカラーは「北海道（青＝海）」「本州（緑＝大地）」「四国（黄＝光）」「九州（赤＝太陽）」を表し、全国の障がい者スポーツの交流の場として、人と人との交流、地域との連帯を深める全国障害者スポーツ大会の未来への飛躍をシンボライズしています。

#### (5) 大会のマスコットキャラクター



「とこまる」の「とこ」は、大会愛称である「とこわか」や「とことこ」と元気に走り回る子どものイメージです。「まる」には大会の成功（○になる）や、選手だけでなく大会に携わっていただくすべての方の「和」という願いが込められています。

### 3 主催者

主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、三重県、開催地市町及び関係団体とします。

#### 【中央主催者】

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
文部科学省

#### 【開催地主催者】

三重県

開催地市町

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、志摩市、東員町、明和町、紀北町  
関係団体

公益社団法人三重県障害者団体連合会  
一般財団法人三重県知的障害者育成会  
特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会  
社会福祉法人三重県視覚障害者協会  
一般社団法人三重県聴覚障害者協会  
三重県身体障害者福祉施設協議会  
三重県知的障害者福祉協会  
三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会  
一般社団法人三重県理学療法士会  
一般社団法人三重県作業療法士会  
三重県精神保健福祉士協会  
社会福祉法人三重県社会福祉協議会  
社会福祉法人三重県厚生事業団  
公益財団法人三重県体育協会  
一般社団法人三重県レクリエーション協会  
三重県障がい者スポーツ協会  
三重県障がい者スポーツ指導者協議会  
三重県立特別支援学校長会

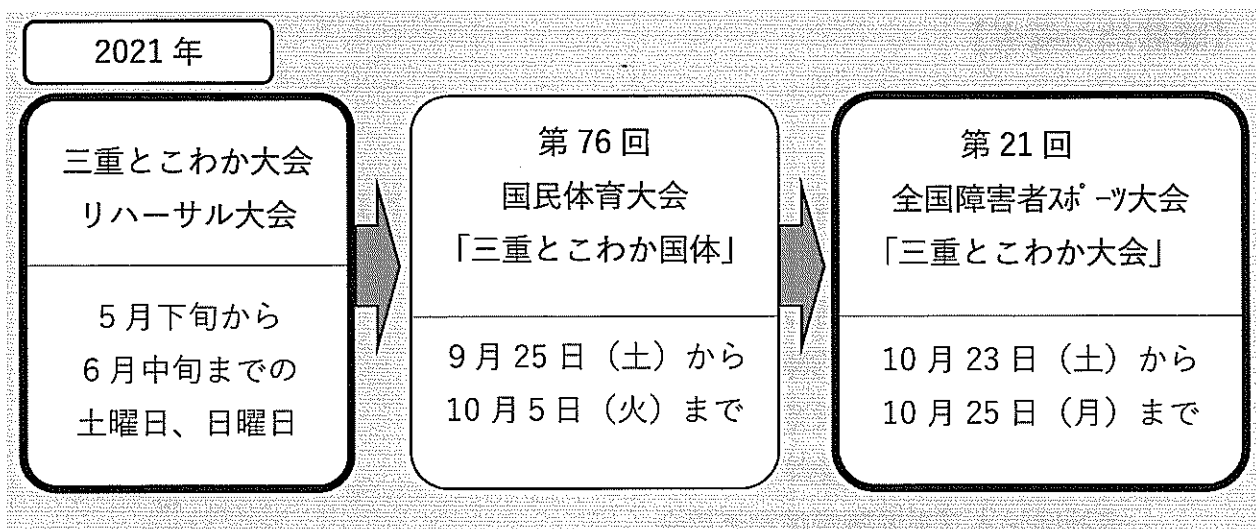
#### 4 大会日程

大会日程は、選手が日頃の力を十分に発揮できるよう、また、大会関係者に負担をかけないよう、できるだけゆとりあるものとし、多くの方が参加できる大会をめざします。

##### (1) 開催期日

【本大会】 2021年10月23日（土）から25日（月）まで

【リハーサル大会】 2021年5月下旬から6月中旬までの土曜日、日曜日



##### (2) 大会日程

大会関連の日程を次のとおりとします。

10月21日 (木)	10月22日 (金)	10月23日 (土)	10月24日 (日)	10月25日 (月)	10月26日 (火)
選手団来県	選手団来県 公式練習会 全国代表者会議・監督会議	開会式	競技	閉会式	選手団離県
		オープン競技			



## 5 実施競技及び競技運営主管団体

実施競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に基づき、個人競技及び団体競技あわせて14競技とします。

また、競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する関係競技団体及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会登録競技団体等が主管します。

競 技 名		競技運営主管団体
個人 競 技	陸上競技（身・知）	一般財団法人三重陸上競技協会
	水泳（身・知）	一般社団法人三重県水泳連盟
	アーチェリー（身）	三重県アーチェリー協会
	卓球（身・知・精） [サウンドテーブルテニス（身）を含む]	三重県卓球協会
	フライングディスク（身・知）	三重県障害者フライングディスク協会
	ボウリング（知）	三重県ボウリング連盟
	ボッチャ（身）	みえボッチャ協会
団 体 競 技	バスケットボール（知）	一般社団法人 三重県バスケットボール協会
	車いすバスケットボール（身）	一般社団法人 三重県バスケットボール協会
	ソフトボール（知）	三重県ソフトボール協会
	グラウンドソフトボール（身）	三重県ソフトボール協会
	バレーボール（身・知・精）	三重県バレーボール協会
	サッカー（知）	一般社団法人三重県サッカー協会
	フットベースボール（知）	三重県ソフトボール協会

(注) 身：身体障がい者が出場できる競技  
知：知的障がい者が出場できる競技  
精：精神障がい者が出場できる競技

## 6 開催施設

開・閉会式及び競技会は、「三重とこわか国体」で使用される施設を活用するとともに、選手等の負担軽減、観客の利便性及び交通・宿泊施設を総合的に配慮して、次の会場で開催することとします。

競技名等		開催施設	所在地
開・閉会式		三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	伊勢市
個人競技	陸上競技（身・知）	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	伊勢市
	水泳（身・知）	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	鈴鹿市
	アーチェリー（身）	松阪市総合運動公園 芝生広場	松阪市
	卓球（身・知・精） [サウンドテーブルテニス（身） を含む]	三重県営サンアリーナ （メインアリーナ）	伊勢市
	フライングディスク（身・知）	東員町スポーツ公園陸上競技場	東員町
	ボウリング（知）	津グランドボウル	津市
	ポッチャ（身）	三重県営サンアリーナ（サブアリーナ）	伊勢市
団体競技	バスケットボール（知）	津市産業・スポーツセンター （サオリーナ）	津市
	車いすバスケットボール（身）		
	ソフトボール（知）	赤羽公園野球場 赤羽公園多目的グラウンド	紀北町
	グラウンドソフトボール（身）	明和中学校第2グラウンド	明和町
	バレーボール（身・知）	四日市市総合体育館	四日市市
	バレーボール（精）	津市安濃中央総合公園内体育館	津市
	サッカー（知）	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	鈴鹿市
	フットベースボール（知）	長沢野球場、長沢多目的広場	志摩市

(注) 身：身体障がい者が出場できる競技  
知：知的障がい者が出場できる競技  
精：精神障がい者が出場できる競技

## II 準備運営計画

### 1 競技








全国から参加する選手が、安全で快適にスポーツの楽しさを体験できるよう、競技役員等の養成を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮した会場づくりを進めるなど、円滑な競技運営を図ります。

#### (1) 参加選手団規模

選手 / 約 3,640 人


役員 / 約 2,000 人 (各都道府県・指定都市役員)

#### ア 個人競技参加選手数

競技名	参加選手数	参加種目の内容
 陸上競技	960 人	トラック競技 跳躍競技 投てき競技
 水泳	310 人	自由形 平泳ぎ 背泳ぎ バタフライ
 アーチェリー	70 人	50m・30mラウンド 30mダブルラウンド
 卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	460 人	卓球 サウンドテーブルテニス
 フライングディスク	400 人	アキュラシー ディスタンス
 ボウリング	200 人	
 ボッチャ	140 人	
合 計	2,540 人	

(注) 個人競技の参加申込みは、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則」に定めるところによります。

イ 団体競技参加チーム数及び選手数

競技名		区分	チーム数及び選手数 ※ ( ) 内は1チームあたりの選手数
	バスケットボール	男女別	14チーム (12人) 168人
	車いすバスケットボール	男女混合可	7チーム (12人) 84人
	ソフトボール	男女混合可	7チーム (15人) 105人
	グラウンドソフトボール	男女混合可	7チーム (15人) 105人
	バレーボール (聴覚障がいの部)	男女別	14チーム (12人) 168人
	バレーボール (知的障がいの部)	男女別	14チーム (12人) 168人
	バレーボール (精神障がいの部)	男女混合	7チーム (12人) 84人
	サッカー	男女混合可	7チーム (16人) 112人
	フットベースボール	男女混合可	7チーム (15人) 105人
合 計			84チーム (1,099人)

(注) 各競技とも、ブロック代表6、開催県1の7チームを予定しています。

## (2) 競技役員等の養成

三重とこわか大会における競技役員、競技補助員（以下「競技役員等」という。）は、円滑な競技運営と障がい者スポーツの推進及び障がい者の社会参加に寄与することを目的として、次の方針及び計画に基づき養成します。

### ア 競技役員等の定義

(ア) 競技役員は、競技運営や審判、競技記録等の業務に携わる者をいいます。

(イ) 競技補助員は、競技役員の補助に携わる者をいいます。

### イ 基本方針

(ア) 競技役員等については、競技運営主管団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成します。

(イ) 競技役員等は、円滑な競技運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成します。

(ウ) 競技役員等は、県、会場地市町及び競技運営主管団体の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成します。

(エ) 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから年次別の養成計画を競技別に策定して養成します。

(オ) 資格が必要な競技役員等については、障がい者スポーツの推進及び障がい者の社会参加に寄与するため、県民に積極的な参加と協力を呼びかけ、県内において幅広く確保できるように計画的に養成します。

### ウ 養成年次計画

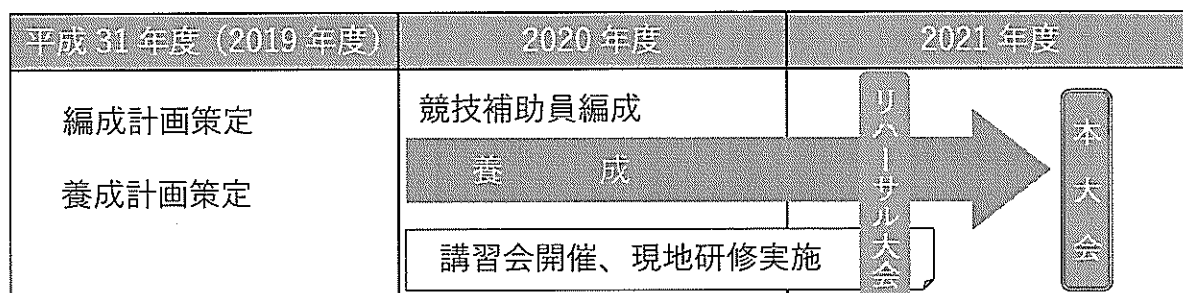
#### (ア) 競技役員

円滑な競技運営を行うため、障がい者スポーツに対応できる役員を中央講習会等派遣や県内講習会において養成します。

平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	2020 年度	2021 年度
養成計画策定		編成計画策定	競技役員編成	リハサル大会
養成				
	講習会開催、審判実務参加、大会調査			本大会

### (イ) 競技補助員

競技運営を補助する競技補助員を県内講習会において養成します。



(注) 養成年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しを行います。

### (3) 競技運営

競技運営は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱及び同細則並びに大会開催基本方針に基づくとともに、次の方針により実施します。

#### ア 目的

競技会は、選手がスポーツの楽しさを体験することができ、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するよう努めるものとします。

#### イ 競技運営

競技会は、県、会場地市町、競技運営主管団体及び関係機関・団体相互の緊密な連携のもと、その運営に万全を期し、選手等参加者の安全を第一としつつ、合理的、効果的な運営に努めるものとします。

#### ウ リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるため、リハーサル大会を開催します。

#### エ 代表者会議等

大会運営や競技運営を円滑に進めるため、各選手団代表者や監督等を対象に、大会全般の概要や競技規則等に関する会議を開催します。また、選手が十分に調整して競技に臨めるよう、公式練習日を設けます。

#### オ 競技記録、成績の収集及び速報

各競技の記録、成績の収集及び速報は、県が競技運営主管団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理します。

#### カ 開始式及び表彰式

各競技の開始式及び表彰式については、県及び競技運営主管団体が会場地市町と協議のうえ、会場の特性や選手のコンディション等に配慮して、必要に応じて簡素に実施します。

#### キ 競技用具等

競技用具及び運営用器具については、原則として県、会場地市町及び競技運営主管団体等が現有するものをできる限り活用することとし、不足するものについては借用または購入するものとします。

#### (4) オープン競技

障がい者スポーツの一層の普及・振興を図る観点から、全国障害者スポーツ大会競技規則に定める個人競技及び団体競技以外に、次の競技を「オープン競技」として実施します。

競技名	障害区分	主催団体	開催予定施設
スポーツ吹矢 ※1	身・知・精	・三重県スポーツ吹矢協会※2 ・三重県スポーツ吹矢協会津支部	津市久居体育館 (津市)
ハンザクラス セーリング	身・知・精	・三重県ヨット連盟 ・日本ハンザクラス協会 ・セイラビリティ三重	津ヨットハーバー (津市)

※1 スポーツ吹矢は、2019年4月1日からスポーツウエルネス吹矢に名称を変更することが決定しています。

※2 三重県スポーツ吹矢協会は、2019年4月1日から三重県スポーツウエルネス吹矢協会に名称を変更することが決定しています。

今後、文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会との協議を経て、最終決定となります。

(注)身：身体障がい者が出場できる競技  
知：知的障がい者が出場できる競技  
精：精神障がい者が出場できる競技

## (5) 会場設営等

参加するすべての人が、安全で快適に大会を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、すべての人にとって使いやすい、やさしい会場づくりをめざします。

### ア 基本目標

#### (ア) 利用しやすい会場づくり

段差解消のためのスロープや車いすでの利用が可能な広めのトイレ等の仮設物を設置するなど、すべての人にとって利用しやすい会場づくりに努めます。

#### (イ) わかりやすい情報の提供

会場や会場周辺の多くの人が集まる場所への案内ボランティアの配置をはじめ、案内看板や電光掲示板における大きな文字やふり仮名を使った標記、ヒアリンググループの設置、インターネットによる情報発信等、すべての人にわかりやすい情報提供に努めます。

### イ 留意すべき視点

#### (ア) 安全性

障がいのある人をはじめ、大会に携わるすべての人に配慮した動線の設定や区分けに努めます。

#### (イ) 快適性

看板等の情報伝達設備やスロープ、多目的トイレの設置等、誰もが快適に利用できる会場づくりに努めます。

#### (ウ) 簡素・効率化

既存施設を最大限に有効活用し、仮設物で対応することを基本とします。

また、三重とこわか国体をはじめ、過去に使用した物品等を有効活用するなど、簡素・効率化に配慮した会場設営に努めます。

#### (注) ヒアリンググループ

磁気誘導ループ、磁気ループとも呼ばれ、補聴器を利用している人の聞こえを補助する放送設備で、補聴器に直接音声を送り込むための機材です。



## 2 式典

三重とこわか国体と連携し、大会スローガン「ときめいて人 かがやいて未来」のもと、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加に寄与する大会とするとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、障がいのある人もない人も、大会に関わるすべての人が一体となって感動と喜びを共感できる式典とします。

### (1) 開・閉会式

#### ア 参加者に配慮した式典運営

選手の負担軽減に配慮し、創意工夫を凝らしたすべての人、環境にやさしいスマートな式典とします。

#### イ 式典催事の内容

多くの県民がさまざまな形で式典に参加できる仕組みを作り、全国から集う選手・観客をもてなすことで、暖かい心のつながりを感じられる式典とします。

また、「三重県の魅力」を共感または再認識できるような機会づくりに努め、コンセプトを明確にすることで参加者の心に残る式典とします。

#### ウ 音楽・演技等の構成

式典音楽・式典演技等は、国体を基本として構成を検討します。

#### エ リハーサルの実施

開・閉会式の円滑な運営を図るため、リハーサルを実施します。

#### オ 参加者への情報提供

式典に関する情報が、視覚や聴覚に障がいのある人等に適切な手段によって提供できるように配慮します。

### (2) 大会旗・炬火

#### ア イベントの実施

全県的な大会気運の高揚と、障がいに対する理解を深めるため、大会旗を掲揚するとともに、国体と連携し、炬火を活用したイベントの実施を検討します。

#### イ 炬火点灯

炬火は、開会式において炬火台に点火し、障害者スポーツ大会期間中、選手たちの活躍を見守り続けた後、閉会式において納火します。

### 3 宿泊等

#### (1) 宿泊

参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき実施します。

#### ア 宿舎

(ア) 大会参加者の宿舎は、原則として、宿泊施設（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用します。

(イ) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舎は利用しません。

#### イ 配宿

(ア) 大会参加者の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、県が行います。

(イ) 選手・監督が安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮し、配宿を行います。

- a 個人競技に参加する選手については、選手団毎に同一の宿泊施設に配宿します。ただし、選手団の規模や宿泊施設の状況によっては、選手団を障がい種別毎に分けて配宿します。
- b 団体競技に参加する選手については、都道府県・指定都市チーム毎に同一の宿泊施設に配宿します。
- c 障がいの特性に応じた客室形式や設備を有する宿泊施設に配宿します。
- d 役員、視察員、報道員等の宿泊施設は、原則として、選手・監督の宿泊施設とは別にします。

#### ウ 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、三重とこわか国体との連携を図り、関係団体と協議のうえ、県において決定します。

#### エ 食事

大会参加者に提供する食事は、三重県特産の食材を取り入れた郷土色豊かなもので、安全安心で栄養バランスがよいものを提供します。

## (2) 医事・衛生

参加する選手、監督、役員、視察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍と観覧等ができるよう、次の方針に基づき実施します。

### ア 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、医療救護体制を整えるとともに、周知に努めます。

### イ 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防するため、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努めます。

### ウ 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努めます。

### エ 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、廃棄物の適正処理、各会場及びその周辺の美化等に取り組むとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努めます。

## (3) 警備・消防

関係機関、団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、大会期間中には、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとします。

### ア 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じます。また、大会期間中には、関係機関、団体等の協力を得て防犯対策を推進し、犯罪の防止に努めます。

## イ 消防防災対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等での火災その他の災害予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じます。また、大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関、団体等の協力を得て防火・防災意識の高揚を図ります。

## ウ 大規模災害・突発重大事案対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じます。

## エ 関係機関等との連絡調整

県は、会場地市町、関係機関、団体等との緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図ります。

## 4 輸送・交通

### (1) 輸送・交通

参加する選手・監督、役員、視察員、式典参加者その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、安全かつ確実に行う必要があるため、次の方針に基づき、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら実施します。

### ア 大会参加者の輸送

#### (ア) 県外参加者の輸送

全国から来県する大会参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとし、県は必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努めます。

#### (イ) 開・閉会式の輸送

開・閉会式における大会参加者の輸送については、より円滑な輸送が確保できるよう計画輸送を原則とし、県が関係機関等の協力を得て実施します。

#### (ウ) 競技会場地の輸送

競技会場地における大会参加者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て実施します。

#### (エ) 指定集合地の設定

県は、大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設けます。

## イ 一般観覧者の輸送

- (ア) 一般観覧者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努めます。
- (イ) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じて必要な制限を行うとともに、自家用車での来場自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけます。

## ウ 車両等及び駐車場の確保

- (ア) 大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県が関係機関等の協力を得て、その確保に努めます。
- (イ) 車いすの利用等を考慮し、低床バスや福祉車両等バリアフリーに対応した車両の確保に努めます。
- (ウ) 県は、会場地周辺における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じます。

## エ 交通安全対策

県は、大会開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じます。

## 5 県民運動等

### (1) 県民運動の推進

県民の皆さんが郷土の一体感を感じるとともに、幅広く豊かな交流が育まれるよう、一人ひとりが自ら参加し、みんなで支え合い、来訪者を温かく迎える大会の実現をめざして県民運動を展開します。

また、大会の開催を契機に、障がいに対する理解を深めるとともに、県内でスポーツの持つさまざまな価値が発揮され、人びとが夢と感動を覚え、人づくり、地域づくりにつながるよう、多様な県民運動の機会創出に努め、活力に満ちた元気な三重づくりを目的とします。

ア 県民運動は、県民一人ひとりが、自発的、積極的に取り組むことを基本とします。

その実施にあたっては、県、市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア等は、相互に緊密な連携と協力のもと、それぞれが創意工夫を凝らして、多様な機会を創出し、県民力を結集できる仕組みづくりに努めます。

イ 来訪者と県民との交流の輪を育むことで、内外に三重の魅力を発信します。

また、県民運動を通じて地域社会の一体感を深め、郷土愛を育み、人と人、地域と地域の絆づくりをめざします。

ウ 大会の中で県民が、スポーツの持つ価値や意義を実感できるよう、スポーツを「する」「みる」「支える」といった様々な県民運動に取り組むものとします。

また、大会後においても、県民がその関心や適性に応じ、日常の中で生涯にわたってスポーツに親しむようになることをめざします。

## (2) 児童・生徒等の参加促進

児童・生徒等が障がいに対する理解を深め、また、障がい者スポーツへの関心が高まるよう、学校等との連携を図り、式典への参加や競技会場での応援など、大会への参加を促進します。

## (3) 募金・企業協賛

県民力を結集した大会の実現と開催機運の醸成を図るため、広く県民、企業、各種団体等の理解と協力を得て、次のとおり募金・企業協賛を実施します。

### ア 募金

県民運動等を支えていただくため、県内外の個人、企業、各種団体等を対象として、寄附金を募ります。

### イ 企業協賛

広報活動や大会の準備・運営等を支えていただくため、県内外の企業や各種団体等を対象として、協賛金及び役務、物品等を募ります。

## 6 ボランティア

### (1) 基本方針

円滑な競技運営、障がい者の社会参加や障がい者に対する理解促進を図るため、次の方針に基づいて、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者をサポートする多様なボランティアを養成します。

ア ボランティアの養成については、県、会場地市町、競技運営主管団体、障がい者関係団体、高等教育機関等と連携のうえ、できる限り県内において必要人数を確保することを目標として養成します。

イ ボランティアは、円滑な会場運営や競技運営を図るため、ボランティアの負担軽減を考慮し、1人1業務を原則として養成します。

ウ ボランティアは、県、会場地市町、競技運営主管団体、障がい者関係団体、高等教育機関等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成します。

エ 資格が必要なボランティアについては、資格取得及び資質の向上が重要となることから年次別の養成計画を競技別に策定して養成します。

オ 資格が不要なボランティアについては、円滑な競技運営、障がい者の社会参加や障がい者に対する理解促進に寄与するため、県民に積極的な参加と協力を呼びかけ、県内において幅広く確保できるように計画的に養成します。

### (2) 大会運営ボランティア

#### ア 種別及び内容

大会運営ボランティアとは、以下の業務に従事するボランティアをいいます。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (ア) 案内・介助   | 総合案内所等での案内・誘導・介助 |
| (イ) 会場整理    | 観客の改札、案内、誘導等     |
| (ウ) 会場美化    | 飾花の管理、会場内の清掃等    |
| (エ) 会場サービス  | 弁当・飲みものの配布等      |
| (オ) 式典      | 開・閉会式の式典補助       |
| (カ) おもてなし広場 | おもてなし広場の運営補助等    |

## イ 養成年次計画

大会運営ボランティアは、県内講習会において養成します。



(注) 養成年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しを行います。

## (3) 情報支援ボランティア

### ア 種別及び内容

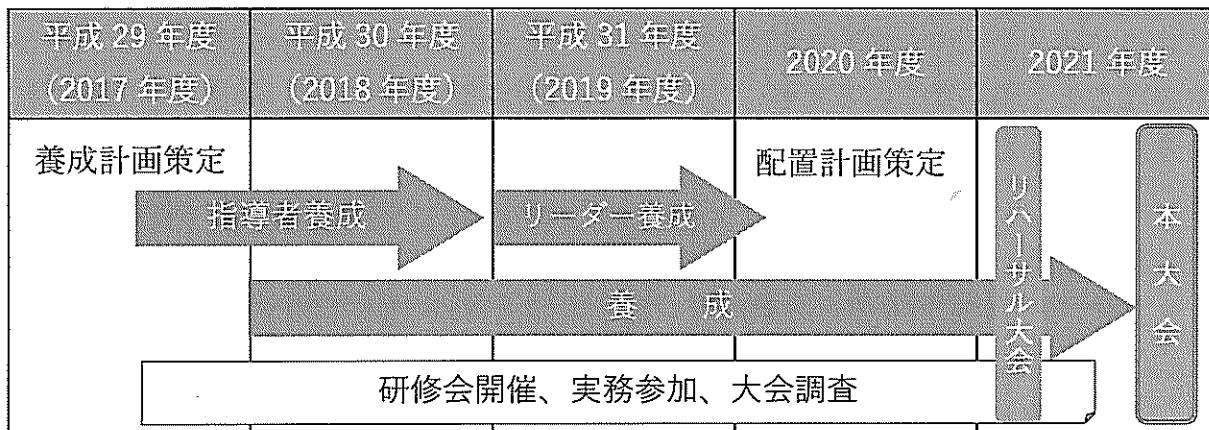
情報支援ボランティアとは、以下の業務に従事するボランティアをいいます。

- (ア) 手話通訳 手話通訳者による情報の提供及びコミュニケーション保障
- (イ) 要約筆記（手書き） 要約筆記者によるノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供
- (ウ) 要約筆記（PC） 要約筆記者によるパソコンに入力したデータ情報による情報の提供
- (エ) 筆談 筆談等による情報の提供
- (オ) 盲ろう者通訳介助 盲ろう者に対する手話及び筆談等を用いた情報の提供及び介助
- (カ) ガイドヘルパー 視覚障がい者や車いす使用者に対する介助・誘導やコミュニケーション保障



イ 養成年次計画

情報支援ボランティアは、県内講習会において養成します。



(注) 養成年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しを行います。

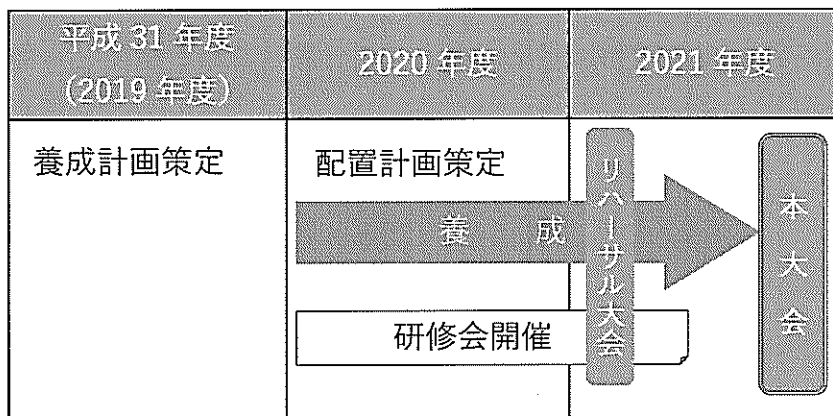
(4) 選手団サポートボランティア

ア 種別及び内容

選手団サポートボランティアとは、大会に参加する選手及び役員の介助・誘導等のサポートを行うボランティアをいいます。

イ 養成年次計画

選手団サポートボランティアは、県内講習会において養成します。



(注) 養成年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しを行います。

## 7 広報・報道

### (1) 広報活動

大会の開催意義を広く周知することにより、障がいに対する理解を深め、大会への参加意識の高揚と県民の積極的な参加の実現を図るとともに、三重県や全国障害者スポーツ大会の魅力を全国に発信するため、三重とこわか国体と一体となり、県内外に向け、次のとおり広報活動を展開します。

ア 県・市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア等との緊密な連携と協力のもとに、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努めます。

イ 報道機関との連携や個人からの情報発信を含め、インターネット等多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、美しい自然、豊かな食、伝統や文化等三重県の魅力を全国に発信します。

ウ 大会愛称やスローガン、マスコット等を積極的に活用し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高めます。

### (2) 大会の記録

大会の記録映像及び記念写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会開催の成果を三重の財産として未来へ継承します。

### (3) 報道取材

全国から参集する報道関係者の取材活動に対応するため、三重とこわか国体と一体となって、報道に関する調整を図ります。

## 8 その他

### (1) 県及び会場地市町の業務分担・経費負担

大会の開催にあたり、県及び会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとします。

#### ア 業務分担

##### (ア) 県が分担する業務

大会の実施に係る業務で、下記(イ)以外の業務

##### (イ) 会場地市町が分担する業務

a 競技会運営に関する業務（会場案内やおもてなし等への協力、国体競技会の準備や開催を通じた成果や実績の助言等）

b 会場地市町として独自に行う広報等の業務

(ウ) 業務分担の主な業務内容は、別表1のとおりとします。

#### イ 経費負担

##### (ア) 県が負担する経費

大会の実施に係る経費で、下記(イ)以外の経費

##### (イ) 会場地市町が負担する経費

a 競技会運営に係る人件費及び事務費等

b 会場地市町として独自に行う広報等に要する経費

(ウ) 経費負担の主な経費項目は、別表2のとおりとします。

#### ウ その他

業務分担、経費負担に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議のうえ、決定します。

## 第 21 回全国障害者スポーツ大会 業務分担表

主な業務内容	県	会場地市町
〔総務・企画〕		
開催準備計画の策定	◎	
開・閉会式における仮設施設の整備	◎	
大会実施本部の設置・運営	◎	
競技会実施本部の設置・運営	◎	
行啓・お成りの対応	◎	
競技役員・補助員、ボランティア等の服飾の整備	◎	
おもてなしの企画・運営	◎	○
大会実施本部員等業務マニュアルの作成	◎	○
〔広報〕		
各種広報媒体物・行事等における大会PR	◎	△
〔案内〕		
案内所、物品貸与等の各種サービス施設の設置	◎	
案内所、物品貸与等の各種サービス施設の運営	◎	○
〔競技会場〕		
競技会場の仮設施設の整備・会場設営	◎	
競技会場の清掃美化	◎	○
〔競技会運営〕		
競技別実施要領の作成	◎	
競技別プログラムの作成	◎	
競技用具の整備	◎	
競技役員、競技補助員の養成、編成	◎	
競技会の運営、式典実施	◎	○
〔宿泊〕		
配宿計画の作成及び配宿の実施、弁当の調達・斡旋	◎	
弁当引換所の運営	◎	○
〔輸送〕		
輸送計画の作成及び輸送の実施、駐車場の確保	◎	
駐車場の運営、交通整理の実施	◎	○
〔警備・消防〕		
警備・消防計画の策定	◎	
警備消防の実施	◎	○
〔医事・衛生〕		
医療・衛生計画の策定	◎	
医療救護所等の運営	◎	○
〔ボランティア〕		
各種ボランティアの募集・養成	◎	
各競技会場におけるボランティアの配置・指示等	◎	○

◎：主務となり企画、計画、準備、運営等の業務を行う。 △：会場地市町の判断により実施。

○：県との協議により、会場地市町職員の動員等による協力や、国体開催を通じた助言等を行う。

※ 業務の主務については、県と各会場地市町との協議により変更することがある。

第 21 回全国障害者スポーツ大会 経費負担表

経費項目	県	会場地市町	備考
〔総務・企画〕			
招待状の発送	◎		
IDカードの作成	◎		
大会従事者の保険	◎		
実施本部員・ボランティアの服飾	◎		
行啓・お成り	◎		
式典の企画・運営、会場施設整備	◎		
〔広報〕			
印刷物・広報物品等の作成	◎		会場地市町が独自に行う場合は市町負担
広報イベントの開催	◎		会場地市町が独自に行う場合は市町負担
〔案内〕			
案内所設置（看板・ブース等）	◎		
〔競技会場〕			
競技会場の仮施設整備、会場設営、使用料	◎		
トイレ・スロープ等の仮設物の設置	◎		会場地市町の判断により常設整備又は、市町独自の仮設整備・装飾等を行う場合は、市町負担
音響設備、通信機器等の配備	◎		
会場装飾、看板、サイン表示等	◎		
ドリンクサービスの飲料	◎		会場地市町が独自に提供する場合は市町負担
おもてなし広場の設置	◎		
〔競技会運営〕			
市町職員の人件費、事務費等		◎	先催県視察、手当を含む。
実施本部の消耗品、備品	◎		備品、消耗品は現有品の利用を原則とする。
競技運営（競技運営主管団体への委託）	◎		
競技役員・競技補助員の養成	◎		
競技用具の整備（現有物、借用を原則とする）	◎		会場地市町が独自に整備する場合は市町負担
表彰物品（メダル・参加章）	◎		
プログラムの印刷	◎		会場地市町が独自に作成する場合は市町負担
〔宿泊・輸送〕			
選手団等の配宿及び計画バス等の運行	◎		
〔医事・衛生〕			
医療救護所の設置、医薬品等の整備	◎		
〔ボランティア〕			
募集・養成（パンフレットの作成・研修等）	◎		
ボランティアへの保険・弁当	◎		

※ 県、会場地市町は、現有品や国体で整備又は使用された物品等の利用を原則とするほか、経費削減に努めることとする。

※ 経費の負担については、県と各会場地市町との協議により変更することがある。

(2) 開催準備スケジュール

三重とこわか大会 開催準備スケジュール

(H31.2.5時点)

年度	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	H31年(2019)	2020年	2021年
逆年	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催手続	開催内定		開催決定			
推進組織	大会県準備委員会		国体・大会実行委員会		大会実行委員会	全国代表者会議
全体計画等	開催基本方針	開催準備総合計画	開催基本計画		リハ大会実施要綱	
会場地	会場地市町選定方針	会場地市町選定 県及び会場地市町の業務負担・経費負担基本方針	会場地市町選定 会場地市町との協議、連携			
中央主催者競技団体連携		市町準備委員会(任意)	国体・大会実行委員会			
募金企業協賛		中央主催者、競技団体との協議、連携				
広報	賞杯・スローガン 大会マスケット	国体と連携した広報、県民運動の推進 広報基本方針 県民運動基本方針	募金・企業協賛基本方針 国体と連携した募金・企業協賛の推進			大会ガイドブック等作成・配布 記録映像等の作成
歓迎・案内			国体と連携した歓迎案内、接待等の推進(歓迎家訪、案内所等の検討、準備等)			会場等での歓迎・案内
運営	ボランティア育成基本方針	関係機関調整、募集、養成、養成等の推進		募集、養成、育成等の推進		
情報支援	ボランティア計画		協力調整、募集、依頼、養成、育成等の推進			
選手団サポート						
行啓				行啓の準備(整備、整備等実施計画、日程等計画、調整等)		
準備推進組織等						
総務・企画・広報						

年度	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	H31年(2019)	2020年	2021年	
逆年	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
施設整備	施設整備		会場地ハリアアフリー等基本方針 競技会場ハリアアフリー(基礎)調査	会場管理実施計画 備前県民体育館整備基本方針	会場 備前県民体育館整備基本方針	会場施設整備 備前県民体育館	
	会場管理						
	輸送・交通	輸送・交通方針	団体と連携した輸送・交通の計画、検討、準備				大会実施本部設置・運営 輸送本部設置・運営 バス等借上・輸送 輸送センター設置・運営 最終参加者同調査
	宿泊	宿泊基本方針	団体と連携した宿泊の計画、検討、準備	輸送システム検討			宿泊センター設置・運営 宿泊本部設置・運営
	衛生		医療・衛生方針				衛生等各種対策の実施
	医療救護		警備・消防防犯対策基本方針				医療救護本部設置・運営
	警備・消防						警備・消防本部設置・運営
	式典			式典基本方針	団体と連携した式典の計画、検討、準備		式典リハーサル実施
	参加申込等				資格審査実施要項 競技実地要項 競技実地要項・プログラム構成検討	リハ大会資格審査 リハ大会参加者受付 競技実地要項 リハ大会プログラム構成	大会資格審査 大会参加者申込受付 監督会議 競技本部・記録本部設置・運営 大会プログラム構成会議
	競技	競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	競技団体調査、養成、育成等の推進	競技実地要項 競技実地要項	競技実地要項 競技実地要項	競技実地要項 競技実地要項	競技実地要項 競技実地要項
オープン競技			オープン競技実地基本方針	オープン競技決定 オープン競技実地基本方針	オープン競技実地基本方針	オープン競技実地基本方針	
リハール大会							
三重とこわか大会							

※ 今後の進捗状況により、修正する場合があります。

## 【参考資料】

平成 23 年 6 月 24 日 公布

平成 23 年法律第 78 号

平成 23 年 8 月 24 日 施行

### スポーツ基本法（一部抜粋）

#### （国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。



# 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

## 1. 総則

全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

## 2. 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

## 3. 回数

大会は、平成13年に開催された大会をもって第1回大会とし、これより起算し暦年を基準に回数を順次付すものとする。

## 4. 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、「日障協」という。）、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体とする。なお、日障協及び文部科学省を総称して「中央主催者」、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

## 5. 大会開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 大会の会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (4) 大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。
- (5) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

## 6. 実施競技

- (1) 実施競技は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下、「競技規則」という。）に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

- (2) 各競技における実施種目は、競技規則に定められた競技・種目とする。  
なお、競技規則に定められた競技・種目のうち、開催地の立地条件等から実施困難なものがある場合は、あらかじめ主催者間で協議し、実施しないことができる。
- (3) 競技規則に定める競技・種目については、日障協が設置する全国障害者スポーツ大会大会委員会（以下、「大会委員会」という。）で協議し、適用する開催年の5年前までに日障協が決定する。
- (4) 個人競技における出場種目の決定並びに個人競技及び団体競技の組み合わせは、開催地主催者が行うものとする。
- (5) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。
  - ① 原則として男女別とする。
  - ② 競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下、「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。  
ただし、同一区分の選手が少ない等の理由により、これにより難しい場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることができる。
- (6) 順位は各組毎に決定する。ただし、同一区分以外の者と同一組で競技させた場合は、同一区分の者毎に決定する。
- (7) いかなる者も組み合わせ及び障害区分の適用については、抗議できないものとする。

## 7. 参加資格

- (1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。
- (2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。
  - ① 年齢は毎年4月1日現在で13歳以上とする。
  - ② 資格要件は次のとおりとする。なお、「その取得の対象に準ずる障害」については、別途細則に定める。
    - ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
    - イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

- ③ 申し込み時に参加する都道府県・指定都市に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。

## 8. 都道府県・指定都市の選手及び役員数

(1) 個人競技の選手出場枠は、主催者が決定し、各都道府県・指定都市に通知する。

(2) 団体競技の選手出場枠は次のとおりとする。

① 身体障害者が行う競技

車いすバスケットボール 12 名以内、グランドソフトボール 15 名以内、バレーボール男子・女子各 12 名以内

② 知的障害者が行う競技

バレーボール男子・女子各 12 名以内、ソフトボール 15 名以内、バスケットボール男子・女子各 12 名以内、サッカー 16 名以内、フットベースボール 15 名以内

③ 精神障害者が行う競技

バレーボール 12 名以内

(3) 個人競技の役員数については、選手 10 名までは 10 名以内とし、選手が 10 名を超える場合は超えた選手 3 名につき 1 名を増員できる。

また、団体競技に出場する都道府県・指定都市は上記役員数に、車いすバスケットボール 3 名以内、バレーボール男子・女子各 3 名以内、ソフトボール 3 名以内、バスケットボール男子・女子各 3 名以内、サッカー 3 名以内、フットベースボール 3 名以内、グランドソフトボール 7 名以内の役員を加えることができる。

(4) 役員数は上記で算定した範囲以内とするが、出場選手の障害程度等により、これにより難しい場合は、開催地主催者と協議のうえ増員することができる。

## 9. 各都道府県・指定都市における出場選手の選考

各都道府県・指定都市における、出場選手の選考に当たっては、各都道府県・指定都市で選手選考規定を定め、障害者団体、障害者スポーツ関係者等からなる選手選考委員会等により選考し、決定するものとする。

なお、選考の際には、大会出場未経験者の出場にも配慮し、選考を行うものとする。

また、都道府県・指定都市においては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点からも予選会を開催する等、選手選考に配慮することとする。

## 10. 参加申込

- (1) 個人競技の出場申し込みは、競技規則<別表1>に示された競技の中から、1競技を選ぶものとし、実施種目が複数ある競技については次のとおり選択して申し込むことができる。
  - ① 陸上競技及び水泳は、リレー種目を除き第3希望までの種目を選択する。なお、リレー種目はこれとは別に選択する。
  - ② フライングディスクは、アキュラシーのディスクリート5またはディスクリート7のいずれか及びディスクタンスの2種目を選択する。
  - ③ アーチェリーは、リカーブ部門またはコンパウンド部門のいずれかの1種目を選択する。
- (2) 開催地主催者は、申し込まれた種目の中から出場種目を決定し、派遣者に通知する。
- (3) 出場種目は2種目以内（リレー種目に出場する場合は3種目以内）とする。  
ただし、地理的条件等何らかの理由により、出場競技・種目に制限を加える等の必要がある場合には、主催者で協議のうえ決定することができる。
- (4) 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。
- (5) 団体競技に出場するチームは次のとおりとする。
  - ① 開催地都道府県・指定都市の代表チーム
  - ② 別途定める細則に基づくブロック予選会により決定した都道府県または指定都市の代表チーム
  - ③ 指定都市及びその指定都市のある道府県において、単独で代表チームの編成が出来ない場合に限り、道府県と指定都市の合同チームとしての出場を認める。

## 11. 選手団の派遣及び費用

- (1) 選手団は、都道府県・指定都市（以下、「派遣者」という。）が派遣する。
- (2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。
- (3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

## 12. 健康・安全管理

選手団の健康・安全管理については、派遣者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

### 13. 競技規則

大会の適用規則は、開催年の競技規則と大会申し合わせ事項による。

### 14. 表彰

- (1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

### 15. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

### 16. 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、主催者間で協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

### 17. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

- ①名誉会長 文部科学大臣
- ②名誉副会長 日本障がい者スポーツ協会会長  
スポーツ庁長官  
スポーツ庁次長
- ③大会会長 開催地都道府県知事
- ④代表副会長 開催地指定都市市長
- ⑤副会長 日本障がい者スポーツ協会副会長  
スポーツ庁審議官  
開催地都道府県・指定都市の議会議長  
開催地市町村長及び市町村議会議長  
開催地都道府県・指定都市の副知事及び副市長  
開催地都道府県・指定都市社会福祉協議会会長  
開催地都道府県・指定都市障害者スポーツ協会会長  
開催地都道府県・指定都市身体障害者団体連合会会長

⑥ 顧問

開催地都道府県・指定都市手をつなぐ育成会会長  
開催地都道府県知的障害者福祉協会会長  
開催地都道府県精神障害者スポーツ推進協議会の長  
文部科学副大臣  
文部科学大臣政務官  
文部科学事務次官  
文部科学審議官  
文部科学省大臣官房長  
開催地都道府県選出の国会議員  
日本スポーツ協会会長  
全国社会福祉協議会会長  
日本身体障害者団体連合会会長  
全国手をつなぐ育成会連合会会長  
日本知的障害者福祉協会会長  
日本精神保健福祉連盟会長  
JKA 会長  
日本医師会会長  
支援自衛隊代表者  
開催地都道府県・指定都市の報道機関の代表者  
開催地都道府県の競技団体代表者  
開催地都道府県の体育（スポーツ）協会会長  
中央競馬馬主社会福祉財団理事長

⑦ 参 与

日本障がい者スポーツ協会理事、監事並びに評議員  
スポーツ庁健康スポーツ課長  
スポーツ庁競技スポーツ課長  
スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長  
開催地都道府県・指定都市議会議員  
開催地都道府県の公安委員会委員長  
開催地都道府県・指定都市の教育委員会教育長  
開催地都道府県単位の関係団体の代表者  
日本パラ陸上競技連盟会長  
日本知的障害者陸上競技連盟会長

日本身体障がい者水泳連盟会長  
日本知的障害者水泳連盟会長  
日本身体障害者アーチェリー連盟会長  
日本肢体不自由者卓球協会会長  
日本視覚障害者卓球連盟会長  
日本知的障害者卓球連盟会長  
日本障害者フライングディスク連盟会長  
日本 FID バスケットボール連盟会長  
日本車いすバスケットボール連盟会長  
日本知的障がい者ソフトボール連盟会長  
全日本グランドソフトボール連盟会長  
日本知的障がい者サッカー連盟会長  
日本知的障がい者フットベースボール連盟理事長  
日本盲人会連合スポーツ協議会会長  
全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長  
全日本知的障がい者スポーツ協会会長  
日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

※ 競技団体の並びに関しては、競技規則集の記載順として整理した。

## 18. 宿舎

開催地主催者は、競技別参加者の宿舎について、障害、会場までのアクセス等を十分に配慮して選定し、配宿するものとする。

## 19. 交通

開催地主催者は、できる限り競技別参加者の移動について交通上の利便をはかるものとする。

## 20. 協議

本要綱において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、大会委員会において協議し、中央主催者が決定するものとする。

## 21. 要綱の改廃

本要綱の改廃は、大会委員会の決議を経て、中央主催者が決定する。

## 付則

- 1 平成 12 年 1 月 5 日 制定
- 2 平成 13 年 2 月 8 日 改正
- 3 平成 14 年 2 月 8 日 改正
- 4 この開催基準要綱は平成 14 年に開催される第 2 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 5 平成 15 年 3 月 3 日 改正
- 6 この開催基準要綱は平成 15 年に開催される第 3 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 7 平成 17 年 4 月 1 日 改正
- 8 この開催基準要綱は平成 17 年に開催される第 5 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 9 平成 19 年 3 月 6 日 改正
- 10 この開催基準要綱は平成 19 年に開催される第 7 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 11 平成 20 年 4 月 1 日 改正
- 12 この開催基準要綱は平成 20 年に開催される第 8 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 13 平成 21 年 4 月 1 日 改正
- 14 この開催基準要綱は平成 21 年に開催される第 9 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 15 平成 22 年 4 月 14 日 改正
- 16 この開催基準要綱は平成 22 年に開催される第 10 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 17 平成 23 年 4 月 1 日 改正
- 18 この開催基準要綱は平成 23 年に開催される第 11 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 19 平成 24 年 4 月 1 日 改正
- 20 この開催基準要綱は平成 24 年に開催される第 12 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 21 平成 25 年 4 月 1 日 改正
- 22 この開催基準要綱は平成 25 年に開催される第 13 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 23 平成 26 年 4 月 1 日 改正



- 24 この開催基準要綱は平成26年に開催される第14回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 25 平成27年4月1日改正
- 26 平成27年10月1日改正
- 27 この開催基準要綱は平成27年に開催される第15回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 28 平成28年4月1日改正
- 29 この開催基準要綱は平成28年に開催される第16回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 30 平成29年4月1日改正
- 31 この開催基準要綱は平成29年に開催される第17回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 32 平成30年4月1日改正
- 33 この開催基準要綱は平成30年に開催される第18回全国障害者スポーツ大会から適用する。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会  
(三重県国体・全国障害者スポーツ大会局運営調整課内)

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル4階

TEL 059-224-2766

FAX 059-224-3245

Mail sho-spo@pref.mie.jp

URL <https://tokowaka.pref.mie.lg.jp/>

とこわか大会 検索

平成31年(2019年)3月

## 三重とこわか大会 会場地市町別実施競技一覧

